

〈論文〉

チアパス地方における貢納の査定制度と貢納者数
(1560-1817)

—人口史研究のための基礎的考察—

小 原 正

はじめに

人口統計がなかった時代を扱う人口史研究では、研究者みずからが史料となりうるものを探しだし、その史料がどのような目的で作成され、どのような制度の下に産み出されたのかを検討する必要がある。史料を正確に理解することは、人口史研究の第一歩である。

植民地時代のメキシコやグアテマラを対象とするこれまでの人口史研究を俯瞰すると、利用されてきた史料の種類は①洗礼・婚礼・埋葬の記録、②18世紀中葉から不定期に実施された様々な人口調査の記録、③貢納者数に関する記録の三つに大別することができる。洗礼・婚礼・埋葬の記録を利用する「歴史人口学」の研究は、人口統計のなかった時代について出生・婚姻・死亡に関する指標を算出し、長期的な人口動態の分析を可能とした (Morin 1972 ; 1973 ; Calvo 1973 ; Lutz 1982 ; Rabell 1990 ; Pescador 1992 ; Robichaux 2001)。だが、教区簿冊からデータの抽出・分析を行うには膨大な時間と労力を要するため、調査対象は一つの教区ないし都市に限定せざるをえない。つまり、研究者個人が多くの教区にまたがる広い地域を扱ったり、複数の地域を比較するには適さないという特徴があ

る。次に、行政区や司教区を対象として実施された人口調査の記録を用いる場合は、一時点における広範な地域の人口静態を扱える利点がある一方で、調査対象とする時代は18世紀中葉以降に限定されてしまう。16世紀から18世紀前半にかけて人口の全数調査は実施されなかったからである (Cook y Borah 1998 : vol. 1, 58-60 ; Sánchez-Albornoz 1994 : cap. 1 ; Arias de Blois 1994 ; Lutz 1994)。これらの史料群に対し、本稿が注目するのは貢納者数に関する記録である。貢納者数を人口データとして利用する場合、ほとんどの記録文書において各村落の貢納者数がすでに集計されてあるため、データの抽出・分析が比較的容易である。したがって、各村落の人口を扱うこともできるし、行政区や司教区といったある程度広い地域を調査対象とすることもできる。また、貢納者数の記録は16世紀後半から19世紀初頭まで長期にわたって存在するため、人口の全数調査が実施されなかった16世紀後半から18世紀前半までを補う貴重な史料となる。貢納の義務を課されたのは原則としてインディオであったため、調査対象は当然インディオ人口に限定されるという欠点もあるが、インディオ人口が大多数を占めていた地域・時代を扱う場合はそれほど問題にならない。このような事情から、貢納者数は多くの人口史研究において利用されてきた (Borah y Cook 1960 ; Cook y Borah 1998 : vol. 1, cap. 5 ; vol. 2, cap. 1 ; Gerhard 1991 : 21 y 124 ; Carmack 1981 : 47-48 ; Lovell 1990 : 159 ; Lovell y Lutz 2000 : 11)。

しかしながら、これまでの人口史研究では貢納者数からインディオ人口を推量することに重点がおかれ、貢納者数の記録については十分な史料批判が行われてこなかった。インディオ人口を推量するために変換係数を仮定し、この係数の値をいかに導くのかという点に関心が集中してきた一方で¹⁾、肝心の貢納者数についてはその制度的背景や記録文書の作成手続き、そして記録内容の歴史的な変化が十分に検討されてこなかったのである。特に、現在の中央アメリカにほぼ相当するグアテマラ聴訴院領については貢納の制度史的研究が皆無であり、不確かな基礎の上に人口史研究が

なされてきたと言える²⁾。現在のメキシコにあたるヌエバ・エスパーニャ副王領についても、16世紀の貢納を扱った古典的研究はあるが (Miranda 1952)、植民地時代すべてを俯瞰するような制度史的研究は存在しない³⁾。

先行研究に見られるこうした問題点を克服すべく、本稿では貢納者数とは一体何を示すのか、貢納者数はどのように調査され、その記録はどのような制度の下で作られたのかを考察する。その際、グアテマラ聴訴院領チアパス地方を事例としてとりあげ、1560年から1817年の期間について検討を行う⁴⁾。一行政区であったチアパス地方を扱うことによって、グアテマラ聴訴院領における貢納の制度を理解するための手がかりを示したい。

この目的を達成するために、本稿は次のような構成をとる。第Ⅰ章では、貢納の査定制度が確立し、貢納者数とその基準となった歴史的経緯をまずとりあげる。次に16世紀後半から19世紀初頭にかけて、貢納者の定義および貢納者数の計算方法がいかに変化したのかを明らかにする。第Ⅱ章では、貢納の査定更新の頻度をまず論じる。次に、貢納の査定手続きの実態を記録文書に注目しながら把握し、貢納者数の調査において最も重要であった貢納者台帳の作成方法を明らかにする。第Ⅲ章では、貢納者台帳の記載内容を具体例に基づいて示した上で、その歴史的変化を検討する。「おわりに」では、貢納の査定制度と貢納者数を正確に理解することによって、人口史研究にどのような展望が開けるのかを提示する。

I 貢納者数とは何か

1 貢納の査定基準としての貢納者数

1523年、スペイン王室はアメリカ植民地のインディオに、臣従の証として貢納を課す王令を發布した⁵⁾。しかし、この時点で植民地統治の柱の一つとしての貢納が制度化されたとは言えない。貢納 (tributo) の査定制度が確立し、貢納者 (tributario) の数が査定基準となったのは、1550年代のことである。スペイン王室はなぜ貢納者数に注目するようになったのか。以下では、チアパス地方の事例に即して、その歴史的経緯を明らかに

する。

チアパス地方では1524年、スペイン人による征服が開始された。このときの部隊はメキシコ湾岸の都市コアツァコアルコスから派遣されたのであるが、チアパス地方には都市を建設せずに引き揚げた。その4年後の1528年、グアテマラ市とメキシコ市からそれぞれ派遣された他の二部隊が、初めてチアパス地方に植民都市を建設する（Lenkersdorf 1993；横山2005：111-115）。この時を境に、チアパス地方ではスペイン人による植民地統治が始まり、インディオは本格的な貢納を余儀なくされたのである。最初の約15年間は、貢納の量や方法を規制する制度がまったく存在しなかったため、何をいつ、どれくらい納めさせるかについては、各エンコメンデーロ⁶の裁量に委ねられていた。その結果、インディオたちは大量の金品の支払いを強いられたり、さらに貢納の一形態として重い賦役を課されることも珍しくなかった⁷。

エンコメンデーロによる過度の搾取を取り締まるため、スペイン王室は1536年、各村落の人口や土地を調査することによって、貢納の品目・量をあらかじめ決めておくようグアテマラ司教とグアテマラ総督に命令をくだす⁸。これが貢納の査定制度のはじまりである。チアパス地方では1541年にこの命令が実行に移され、各村落で貢納の査定が実施された。1543年に中央アメリカの聴訴院が設置された後も⁹、1546年と1549年に二度、査定内容の更新が行われた¹⁰。

しかし、この初期の査定では各村落の人口や土地を調査することが義務付けられてはいたものの、具体的に何を基準として貢納の品目・量を定めるのかについては明確な規定がなかった。また、官僚が実際にインディオ村落を訪れずに査定を行うことが横行したため¹¹、各村落の人口や土地が満足に調査されることはなかった。

そこでスペイン王室は1550年代に入ると、査定制度の大改革を行う。貢納を行う者一人当たりの貢納の品目・量をあらかじめ決めておき、村落ご

とに貢納者数を調査し、その数に応じて各村落が一年に納めるべき貢納の品目・量を決定するシステムを導入したのである¹²⁾。この改革によって、各村落の貢納者数が重要な意味を持つようになり、貢納の査定が更新される際には必ず貢納者数が調査されるようになった。チアパス地方では1560年頃に、この新制度の下で貢納の査定更新が行われた¹³⁾。

2 貢納者および貢納者数の定義

前節では、貢納の査定制度が確立し、貢納者数が査定基準となった経緯をみてきた。チアパス地方では1560年頃から各村落の貢納者数が調査されるようになったと言及したが、インディオ村落共同体の老若男女、すべての者が貢納者だったわけではない。では、あるインディオが貢納者とみなされるための条件は一体何であったのか。また、貢納者数はどのように計算されていたのか。以下では、1560年代から1810年代までを五つの時期に区分し、貢納者の条件と貢納者数の計算方法がいかに変化したのかを明らかにする。

1560年代

査定制度の改革が行われ、貢納者数を基準として貢納を査定するようになったこの時期のグアテマラ聴訴院領では、既婚男性一名を貢納者一人として数えるのが原則であった¹⁴⁾。一般的に家屋・敷地・畑を所有し、生計基盤を持つ既婚男性が貢納の義務を負った。独身男女・寡婦は、生計基盤をもたないとして免除の対象となるか、既婚男性の扶養家族として扱われていた。1560年代の寡夫についての言及はまだ見つかっていないが、家屋や畑など生計基盤を持つ者は貢納者とみなされていた可能性が高い¹⁵⁾。

1570年代-1615年頃

1570年代から1615年頃にかけてのチアパス地方では、既婚男性に加え、寡夫および寡婦、そして父親から独立して生計を立てる独身男性も貢納者

とみなされるようになった。ただし、寡夫および寡婦と独身男性は、既婚男性一名が支払う貢納の半分の量を支払うことが義務づけられた¹⁶⁾。そのため、おそらくは「半貢納者 (medio tributario)」として、つまり0.5人の貢納者として数えられたと推測される¹⁷⁾。また、この時代の独身女性は貢納を免除されていたと考えられる¹⁸⁾。

1615年頃-1635年頃

1615年頃を境として、チアパス地方では独身女性にも貢納が義務づけられた。その後の約20年間については、既婚男性は「一貢納者 (tributario entero)」、寡夫と独身男性は「半貢納者」、寡婦と独身女性は三分の一の貢納者として計算された。三分の一の貢納者とは、三人合わせて「一貢納者」と数えられたという意味である。納めるべき貢納の量もこの三つのカテゴリーでそれぞれ異なっており、寡婦と独身女性は最も少ない量の貢納を納めるとされていた¹⁹⁾。

さらに1620年以降は、貢納者の条件にもう一つの重要な変化がみられた。生計基盤を持つか否かではなく、一定の年齢条件を満たすか否かが、貢納者の重要な条件となったのである。例えば1616年から1618年にかけて作成されたチアパス地方インディオ村落の査定書 (auto de tasación) では、男性は16歳以上55歳未満、女性は16歳以上50歳未満の者が貢納を納めるとの記載がある。そして同時に、父親の庇護下にある独身男女に貢納を納めさせてはならないとの制限も記載されている²⁰⁾。ところが1620年以降の査定書ではこのような制限はみられない²¹⁾。『インディアス法集成』には、父親の庇護下にあるか否かを問わず、18歳以上50歳未満のすべての独身男性に貢納を義務づける王令が、1578年と1618年に発布されたとの記録がある²²⁾。年齢条件に若干の違いはあるが、チアパス地方では1620年以降この王令が実施されたものと推測される。

1635年頃-1756年

1635年頃から1756年までのチアパス地方では、既婚男性を「一貢納者」、寡夫および寡婦と独身男女を「半貢納者」として数えていたことが分かっている。前の時期とくらべると、寡婦と独身女性を三分の一ではなく、二分の一の「半貢納者」として数えるようになったのがこの時期の特徴である²³⁾。

年齢条件については、男性は16歳以上55歳未満、女性は16歳以上50歳未満の者に貢納が義務づけられていたことが18世紀前半の文書で確認されている²⁴⁾。これは、1616年から1618年の査定書にあった規定と同じであり、1616年から1756年までの期間、年齢条件に変更がなかったものと推測される。

1757年-1817年

グアテマラ聴訴院領では、1757年にすべての女性が、既婚、寡婦、独身にかかわらず貢納を免除された。これにともない、18歳以上50歳未満のすべての男性が、既婚、寡夫、独身を問わず、原則として同じ量の貢納を義務づけられたのである²⁵⁾。したがって、貢納者数を計算する際の「一貢納者」と「半貢納者」の区分はなくなり、すべての貢納者を一人として数えるようになった²⁶⁾。貢納者数は、18歳以上50歳未満の男性の合計数を意味するようになったのである。チアパス地方でもこの改革は実施され、すべてのインディオ村落の貢納者数と貢納の量が再計算された²⁷⁾。1816年から1817年にかけて、チアパス地方で最後の貢納者台帳の更新が行われた際にも、これと同じ貢納者の条件が適用され、貢納者数の計算がなされた²⁸⁾。

以上のことから、植民地時代を通じて貢納者および貢納者数の定義は一定ではなく、生計基盤、年齢、配偶者の有無、性別などに関する重要な変更が幾度も行われたことがわかる。チアパス地方において貢納者数が貢納の査定基準となった1560年の時点では、貢納者数は生計基盤をもつ既婚男

性の数を意味していた。その後、1635年頃から1756年までの間は、男性は16歳以上55歳未満、女性は16歳以上50歳未満を貢納者とし、既婚男性を一人、寡夫および寡婦、そして独身の男女を0.5人と数えた合計数が貢納者数であった。1757年以降は、女性の貢納が免除され、それにともない既婚や独身を問わず、18歳以上50歳未満の男性に対して一律の貢納が義務づけられた。貢納者数は、成人男性の合計数を意味する数字へと変化したのである。

II 貢納者数はどのように調査されたのか

1 貢納の査定手続き

第I章の1節では、貢納の査定制度が確立し、貢納者数が査定基準となった経緯をみてきた。査定の更新時には各村落の貢納者数が必ず調査され、貢納者数に関する記録が作られたのである。では、貢納の査定更新は何をきっかけとして、どの程度の頻度で行われていたのか。また、査定更新の際には、一体どのような記録文書が作られていたのだろうか。以下では、チアパス地方における査定更新の頻度をまず明らかにする。次に、作成される記録文書に注目しながら、グアテマラ聴訴院で行われた査定手続きの実態を解明する。

査定更新の頻度

貢納の査定更新は、インディオ村落、あるいは村落をさらに分割した村落内の地区（*parcialidad*）を単位として、個別に行われていた。16世紀末から19世紀初頭までの期間、チアパス地方に存在したインディオ村落の総数はおおそ90から110の間を推移したのであるが²⁹⁾、グアテマラ聴訴院はこれらの村落すべてについて、貢納者数を把握する必要があった。

貢納の査定が行われるきっかけとしては、疫病や飢饉などで人口が減少したことをインディオ村落が聴訴院に陳情する場合や³⁰⁾、長期にわたって査定更新がないことを理由に聴訴院が管轄区全体の査定更新を命じる場合

などがあった³¹⁾。また、聴訴官がチアパス地方を査察に訪れた際や³²⁾、エンコミエンダの所有者が変わる際に査定更新が行われることもあった³³⁾。

チアパス地方のほぼすべての村落で一斉に査定更新が行われたことはそれほど頻繁ではなく、①1560-1562年³⁴⁾、②1572-1573年 (Feria 1980 : 456)、③1616-1618年³⁵⁾、④1689-1693年³⁶⁾、⑤1701-1704年³⁷⁾、⑥1768-1769年³⁸⁾、⑦1775-1777年³⁹⁾、⑧1792-1796年⁴⁰⁾、⑨1816-1817年⁴¹⁾の9回であった。この他にも様々なタイミングで不定期に、一部地域ないしは個別の村落・地区を対象とした査定更新が数多く行われたので⁴²⁾、ある更新から次の更新までの間隔は村落ないし地区ごとに異なり、その間隔も一定ではなかった。例えばチアパス地方で1755年に作成されたある記録によれば、過去5年以内に査定更新が行われた8つの村落ないし地区がある一方で、30年以上一度も査定更新が行われていない27の村落ないし地区が存在した⁴³⁾。ただし1768年以降については、不定期かつ個別の査定更新は行われず、上記⑥から⑨に該当するチアパス地方一斉の査定更新が行われたのみである。

査定手続きと記録文書

貢納の査定の新制度が始まった1560年頃からインテンデンテ制⁴⁴⁾に移行する1790年までのチアパス地方では、おおよそ次のような査定更新の手続きが行われていた。

まずグアテマラ聴訴院の命をうけたスペイン人官僚がチアパス地方のインディオ村落に赴き、その村落共同体に属するすべての貢納者の氏名、年齢を連ねた貢納者台帳を作成する⁴⁵⁾。

次に、このスペイン人官僚が聴訴官 (oidor) であった場合、従者である書記 (escribano) に、貢納者台帳にもとづく貢納者数の計算を行わせ、それにもとづいて貢納の量も計算させ、現地で新たな査定書を発行することができた⁴⁶⁾。

派遣される官僚が臨時の執行官であったり、地方行政官 (alcalde

mayor) やその代官であったりした場合は、新たに作成された貢納者台帳はグアテマラ聴訴院に送られることになる⁴⁷⁾。聴訴院では、台帳係 (official mayor en los expedientes de padrones) がこの台帳を点検し、貢納者数の計算を行い、訴追官 (fiscal) に報告書を提出する。そして訴追官がこの報告書を読み、新しい台帳を承認すると、書記に査定書の作成が命じられる⁴⁸⁾。最後に、聴訴院の長官 (presidente) と聴訴官がこの査定書に署名をして、新たな査定書が正式に発行された。

貢納者台帳には写本が一部作成されたこともわかっている。原本は聴訴院で保管され、写本はインディオ村落で保管された。写本の作成は、新台帳が作成された直後にインディオ村落で行われる場合と、聴訴院で新台帳が承認されてから行われる場合があった⁴⁹⁾。次節で言及するように、インディオ村落で保管された台帳の写本は、次の台帳更新の際にスペイン人官僚によって参照された。

査定書に記録される内容は必ずしも一定ではなかったが、1570年代以降の査定書には次の事項が必ず記載されている⁵⁰⁾。①貢納者台帳の点検がなされたという事実、②新たな貢納者数、③貢納者一人当たりの貢納の品目・量、④村落全体の貢納の品目および総量である。査定書には写しが二部作成され、一部はインディオ村落の役職者が保管し、もう一部は聴訴院の会計官 (contador) が保管した⁵¹⁾。原本は聴訴院が発行する他の命令書とともに、これもまた聴訴院に保管されたと推測される。

1790年にインテンデンテ制に移行してからの査定更新の手続きは、次のとおりである。まず、インディオ村落に赴き貢納者台帳を作成したのは、地方行政官補佐 (subdelegado) 及び臨時の執行官であった⁵²⁾。台帳が作成された後、これがグアテマラ聴訴院に送られ、会計官 (contador) により貢納者数の計算がなされ、訴追官の承認をうける⁵³⁾。ここまでの過程は以前と変わらないが、その後の査定書の作成と発行は省略されるようになり、17世紀末から作成されるようになった貢納の配分書 (rateo) が、査定書の代わりの役割を果たすようになった⁵⁴⁾。査定書には一年間の貢納の

品目および総量が記されていたが、配分書には年二回の納期ごとの貢納の品目および量が記載された⁵⁵⁾。

2 貢納者台帳の作成方法

前節では、チアパス地方において貢納の査定更新がどの程度の頻度で行われたのか、査定手続きにおいてはどのような記録文書が作られたのかをみてきた。貢納の査定更新が行われるたびに、各村落の貢納者台帳と査定書、そして配分書が作成されていた。貢納者数の調査においては、とりわけ貢納者台帳の作成が重要であったことも明白であろう。では、この貢納者台帳はどのように作成されていたのだろうか。以下では、1581年、1700年、1767年の台帳作成の手引き⁵⁶⁾に依拠しつつ、貢納者台帳の作成方法を明らかにする。

教区司祭および村の役職者の立会いと協力

台帳作成のためにインディオ村落に派遣されたスペイン人官僚は、まず何よりも貢納者の登録もれ、あるいは登録逃れを防ぐ必要があった。実際、1581年の台帳作成の手引きには「最も年老いた者から最も若い者にとるまで」「一人も残すところなく」登録せよとの指示がある⁵⁷⁾。1700年と1767年の手引きにも同様の指示がみられる⁵⁸⁾。

そこで台帳の作成にあたった官僚は、村に到着すると真っ先に村の事情に詳しい教区司祭に、立会いや協力を求めた。また村の役職者には、台帳作成の一部始終に立ち合わせ、村のすべての貢納者が登録されたことを宣誓させていた⁵⁹⁾。さらに、村の住人の中からも何人かを選出して立会いをもとめ、同様の宣誓をさせていたことがわかっている⁶⁰⁾。

前回の台帳の参照

新たな台帳を作成する際の重要な手続きとして、前回の台帳が参照されていた点も見逃せない。スペイン人官僚はインディオ村落に到着すると、

村の役職者が保管する前回の台帳を提出させていたのである⁶¹⁾。1581年の手引きでは、スペイン人官僚が一軒一軒の家を歩いてまわり、家にいる者たちをその目で確認し、「過去に作成されたその村の台帳を使って彼らの名前を呼び」、台帳の登録から逃れる者のないようにとの指示がある⁶²⁾。16世紀末の時点でこれが実行されていたことは確認されていないが、筆者は1663年に作成されたパレンケ村の一地区の台帳を発見することができた⁶³⁾。この台帳には、ある貢納者の年齢を判断する根拠として前回の台帳が引用されている。また、1759年に作成されたチアパ村の台帳では、31件目に登録された貢納者とその妻が、それぞれ前回の台帳の何件目に登録されていたかを示す記載がある⁶⁴⁾。台帳の作成にあたった官僚が、前回の台帳を参照していたことは明白である。

教区簿冊の参照

教区司祭は日々の教会運営において、洗礼、婚礼、埋葬の儀式を行うたびに、これを冊子に記録することが義務づけられていた (Morin 1972)。特に洗礼と婚礼の記録は、個々人の出生や血縁関係に関する証明書として司法・行政手続きでも利用されるほど、重要な社会的役割を担っていた。植民地時代を通じ、教区簿冊はインディオ人口を管理し、把握するための手段でもあったと言える。

17世紀前半ないし中葉からは、新たな貢納者台帳を作成する際に、前回の台帳だけではなく、この教区簿冊を参照することがスペイン人官僚に義務づけられた。特に個々人の年齢を記載するために、洗礼簿を点検することが広く行われていた。例えば1663年のパレンケ村一地区の台帳では、前回の台帳だけではなく、洗礼簿の記録も年齢記載のために引用されている。1759年のチアパ村の台帳では、1歳未満の子供については月齢の記載がなされているが、これは洗礼簿を参照しなければ不可能である⁶⁵⁾。

このように洗礼簿が参照されるようになった原因には、第1章の2節で見てきた貢納者の条件に関する根本的な変化があると考えられる。つま

り、1620年以降は貢納者の年齢が重要な条件となったために、台帳作成の際には年齢をより正確に調査する必要が生じたのである。

また、前回の台帳と教区簿冊の整合性が詳細に点検されていたことを示す文書も存在する。例えば1700年の手引きでは、前回の台帳に登録されている者がすでに死亡していた場合、前回の台帳のその者の登録箇所の余白に、教区簿冊に基づき埋葬された日付を書き込むよう指示がある。同様に、前回の台帳に子供として登録されている者がすでに既婚者となっていた場合には、前回の台帳の余白に、新しい台帳の第何件目に登録されたのかを書き込むよう指示がある。さらに新しい台帳の作成が終了した際には、同台帳とともに前回の台帳もグアテマラ聴訴院に送ることとされている。聴訴院ではこの新旧の台帳が点検され、前回の台帳の余白に書き込みがなされていなかった場合は100ペソの罰金を課すなど、監視のシステムがとられていた⁶⁶⁾。

実際、1706年に作成されたイクスタコミタン村の台帳の各登録の余白には、その後死亡した者について埋葬の日付が書き込まれ、新しい台帳に登録された者については第何件目に登録されたのかが付記されている⁶⁷⁾。これは、1747年にこの村の次の台帳を作成したスペイン人官僚が、この1706年の台帳を隈なく点検し、さらに埋葬簿の記録を一件一件調べ上げたことの証左である⁶⁸⁾。

最後に19世紀初頭の事例として、1816年のアカラ村の台帳作成を挙げておく。この村でそれ以前に台帳が作成されたのは1793年であるが、ちょうどその年以降の洗礼簿の記録には、その余白にどの子供が貢納者の身分であるのかが後から書き足されている⁶⁹⁾。1816年にこの村の台帳を作成した官僚が⁷⁰⁾、洗礼簿の記録を逐一点検し、新たに誕生した貢納者の子供を把握していたのである⁷¹⁾。

Ⅲ 貢納者台帳の記載内容

第Ⅱ章の2節では、貢納者台帳がどのような方法と手続きによって作成

されたのかをみてきた。インディオ村落に派遣されたスペイン人官僚は、教区司祭や村の役職者の立会い、前回の台帳や教区簿冊の参照など、細かな手続きにしたがって台帳を作成していたことがわかった。では、その結果、貢納者台帳には具体的に何が記載されたのだろうか。以下では、1759年に作成されたチアパ村の貢納者台帳を例にとり、まず始めにその記載内容を詳細に分析する。次に、16世紀末から19世紀初頭にかけて、台帳の記載内容にみられた変化を明らかにする。

1 1759年のチアパ村貢納者台帳⁷²⁾

1759年に作成されたチアパ村の貢納者台帳を開くと、その構成はいたって単純である。まず1頁目に、地方行政官が台帳作成の開始を告げる文章があり、2頁から89頁までは1,115件の貢納者の登録が連なっている。台帳の末尾である89頁から90頁には行政官が台帳の終了を告げる文章があり、さらにその後、教区司祭が台帳作成に立会い、不正がなかったことを証明する文書が一枚添付されている。

地方行政官が台帳作成の開始を告げる冒頭の文章では、教区司祭の立会いがあること、教区司祭が教区簿冊を提出したこと、9名の村の役職者と8名の村人の宣誓者 (juramentados)、2名の通訳と行政官に同行する2名の証人の立会いがあることが言及されている。

次に1,115件にのぼる貢納者の登録であるが、これらは性別や配偶者の有無に応じて10のカテゴリーに分類され、整理された形で並べられている。使われているカテゴリーは、①既婚男性 (第1件-第384件)、②余所者との既婚男性 (第385件-第440件)、③寡夫 (第441件-第460件)、④独身男性 (第461件-第555件)、⑤余所者との既婚女性 (第556件-第603件)、⑥寡婦 (第604件-第743件)、⑦独身女性 (第744件-第893件)、⑧男女の貢納免除者 (第894件-第1,020件)、⑨孤児⁷³⁾ (第1,021件-第1,108件)、⑩逃亡者 (第1,109件-第1,115件) である。

一件一件の登録内容に目を移すと、最初に登録の筆頭者の氏名、年齢が

記されており、配偶者がある場合はその氏名、年齢も記載されている。子供がある場合はその名前と年齢が記載されている。以下に、二件の既婚男性の登録内容を事例として挙げる。

[第4件] マヌエル・ペサ、44歳。ビクトリア・サンチェスとの最初の婚姻で、独身男性と独身女性を持つ。二度目の婚姻の相手であるマリア・ヌリ・ビエルネスは40歳で、[二人は] 6ヶ月のマルセリーノを持つ。彼女はビセンテ・メタとの別の婚姻で、孤児を持つ。

[...]

[第30件] セバ스티アン・デ・レオン、29歳。妻、マヌエラ・ニヘンダ、同年齢。[二人は] 3歳のフアナと7ヶ月のペドロ・マルティンを持つ。

両登録の記載をみてまず気がつくのは、一歳未満の子供については月齢の記載があることである。これは第Ⅱ章の2節で指摘したとおり、台帳作成の際に洗礼の記録が参照されたことを示している。また、第4件目の登録をみると、以前の婚姻における子供がいる場合は、死亡したもう片方の親の氏名が記され、血縁関係が明示されている。同登録には、「独身男性と独身女性を持つ」、「孤児を持つ」⁷⁴⁾との記載があり、子供の名前と年齢が必ずしも記録されていないかのように見える。しかし、台帳をよく調べると、これらの者はそれぞれ対応するカテゴリーに個別に登録されていることがわかる。同台帳に記載されている独身男性と独身女性のカテゴリーから、該当すると考えられる二件を引用する。

[第461件] ドミンゴ・フリアン・ペサ、22歳。

[...]

[第748件] ペトローナ・ペサ、19歳。

全95件の独身男性と全150件の独身女性の中で、ペサの姓をもつ者はこの二件のみである。第4件でマヌエル・ペサの子として言及されているのは、おそらくこの二人であろう。孤児のカテゴリーからも引用しておく。

[第1,027件] マヌエラ、12歳とマリア、8歳。ビセンテ・メタとマリア・ヌリ・ビエルネスの子供である。母と暮らしている。

ここでは両親の氏名が明記されているので、第4件で言及されている孤児とは、この二人のことであると断定できる。

年齢に注目して各カテゴリーの登録を調べると、①と②のカテゴリーを合わせた既婚男性（計440件）には18歳から49歳までの幅があり、寡夫（計20件）には19歳から49歳、独身男性（計95件）には18歳から32歳までの幅が見られる。第I章の2節で見たように、グアテマラ聴訴院領では1757年以降すべての女性が貢納を免除され、18歳以上50歳未満の男性に既婚・独身を問わず一律の貢納が義務づけられた。1759年に作成されたこの台帳では、新しい年齢基準に応じて、それぞれ既婚、寡夫、独身の男性を登録したのである。女性は既婚、独身を問わず貢納が免除されていたが、余所者との既婚女性（計48件）には14歳から48歳までの幅があり、寡婦（計140件）には20歳から49歳、独身女性（計150件）には18歳から44歳までの幅が見られる。⑧のカテゴリーの男女の貢納免除者には、18歳から59歳までの身体的障害や病気を理由とした免除者が17件、50歳から71歳までの高齢を理由とした免除者が110件見られる。

また、第4件や第30件のように子供の登録があったのは合計466件で、その内訳は既婚男性が260件、余所者との既婚男性が0件、寡夫が11件、独身男性が0件、余所者との既婚女性が31件、寡婦が82件、独身女性が35件、男女の免除者が47件であった。子供の年齢に注目すると予想どおり0歳から17歳までで、⑨のカテゴリーの孤児についても同様の年齢幅が見られた。また、余所者との既婚男性には子供がまったく登録されず、子供の

有無に関する記載すら見られなかった。これとは対照的に、31件の余所者との既婚女性には子供が登録され、さらに子供のない場合には「子供をもたない」と明記されている。これは、父親が貢納者であるか否かに関わらず、母親の「貢納者」としての身分が子供に受け継がれるとみなされたためである⁷⁵⁾。

台帳の末尾には地方行政官が台帳作成の終了を告げる文章があり、登録漏れのないことを村の役職者と村人の宣誓者が証言したと言及されている。そして最後には、地方行政官、教区司祭、村の書記、行政官に同行する二名の証人それぞれの署名がある。

以上のことから、この台帳にはチアパ村の共同体に属するすべてのインディオが、0歳児から70歳以上の高齢者にいたるまで登録されていたと言える。また、1759年の時点での貢納者の条件は18歳以上50歳未満の男性であったので、この台帳から導かれる貢納者数は①から④のカテゴリーに登録された既婚男性、寡夫、独身男性の合計、つまり555人ということになる。他方で、このときのチアパ村のインディオ人口を知るには、1,115件の登録について配偶者や子供も含めて数える必要がある。筆者の算定では2,360人であった⁷⁶⁾。

2 記載内容の歴史的变化

筆者が発見することのできたチアパス地方の貢納者台帳は、そのほとんどが18世紀から19世紀初頭にかけて作成されたものであり⁷⁷⁾、17世紀に作成された台帳は1663年にパレンケ村の一地区について作成されたものが一点見つかったのみである⁷⁸⁾。チアパス地方で16世紀に作成された貢納者台帳は、残念ながら一つも見つかっていない。ただし、チアパス地方に隣接するソコヌスコ地方のギロシゴ村で1582年に作成された台帳 (Gasco 1990) を参考にすることができる。このように利用可能な資料に制約はあるが、台帳の記載内容にみられる歴史的变化について可能なかぎり検討する。

16世紀末から18世紀中葉にかけては、台帳の構成や形式には大きな変化はなかったようであるが、各貢納者の登録の記載事項については重要な変化があったと考えられる。1582年のギロシゴ村の台帳と1663年のパレンケ村一地区の台帳から、18世紀以降の台帳との間に変化が見てとれる登録例を以下に一件ずつ引用する。二件とも既婚男性の登録である。

[1582年のギロシゴ村の台帳より第3件] ドミンゴ・エルナンデス、村長 (alcalde)、45歳。セシリア、妻、20歳。この夫婦は、3人の子供を持つが、妻の連れ子である。長男は8歳である。家屋と敷地も所有しており、そこに居住している。貧しい孤児でマリアという名の14歳の女子も養っている。彼 [ドミンゴ・エルナンデス] は3,200本の木のカカオ畑を所有し、冬と夏のトウモロコシ畑を耕し、カステージャの鶏と土着の鶏を育てている。現在30ソンのカカオ豆を貢納として納めているが、1カルガのカカオ豆を納めることができる (Gasco 1990 : 282)。

[1663年のパレンケ村一地区の台帳より第2件] ディエゴ・メンデス、洗礼簿によると52歳。マルガリータ・メンデス、妻、前回の台帳によると46歳。[二人は] 子供を持たない。3年間貢納を行った後、上記の者 [ディエゴ・メンデス] は免除者となるべきである。家屋と畑 [を所有する]。

この二件の登録は、筆頭者である既婚男性の氏名、年齢をまず記載し、次にその妻についての記載がある点で、1759年のチアパ村の台帳と基本的に共通する。しかし、1582年のギロシゴ村の台帳の登録では、貢納者の生計基盤（家屋・敷地・畑・家畜）について詳細な記述がみられ、貢納可能な量について評価がなされている。1663年のパレンケ村の台帳の登録では、簡潔な記載ではあるが「家屋と畑」が言及されている。そしてこの生

計基盤に関する記述は、筆者が調査した18世紀以降の台帳では全くみられない⁷⁹⁾。第I章の2節ですでに指摘したように、貢納者の条件は1620年頃を境として生計基盤の有無から年齢へと大きく変化した。貢納者台帳から生計基盤に関する記載が消えていったのは、生計基盤の有無が貢納者であるか否かを決定する重要な条件ではなくなったためであろう。

さらに、この時期の台帳登録においては、子供に関する記載に重要な変化がみられた。1582年のギロシゴ村の台帳登録では、子供の名前と年齢が必ずしも記載されておらず、子供に対しては十分な注意が払われていない。1663年のパレンケ村一地区の台帳では、たった3件しか貢納者の登録がなかった上に、子供を持つ者がいなかったため参考にならない。しかし、1759年のチアパ村の台帳を例にみたように、18世紀初頭から中葉にかけての台帳ではすべての子供について名前と年齢が記載されている⁸⁰⁾。『インディアス法集成』によれば、貢納者台帳に子供も登録すること、そして子供の年齢も必ず記載することを命じる王令が1618年に発布されている⁸¹⁾。おそらくはこの王令にしたがって、子供の名前・年齢を必ず記載するようになったのであろう。

また、第I章の2節でみたように、この王令が発布されたのと同時期に、年齢が貢納者か否かを判断する重要な基準となっている。1663年のパレンケ村一地区の台帳登録では、貢納者の年齢記載の根拠（前回の台帳、洗礼簿）が明記されているが、これも年齢が重要視されるようになったことを示している。洗礼簿を利用して貢納者の年齢をより正確に調査するようになったことは、第II章の2節で指摘した。

最後に、1767年以降に作成された台帳では、記載内容に重要な変化があることを指摘しておく。グアテマラ聴訴院では1767年に新たな台帳作成の手引書が作られた⁸²⁾。そこでは、台帳の形式について一定の変更が指示されただけでなく⁸³⁾、すべての女性の年齢記載をとりやめるよう指示されたのである。第I章の2節でみたように、グアテマラ聴訴院領では1757年以降、女性の貢納が免除され、18歳以上50歳未満の男性のみが貢納者と

なった。そのため、女性の年齢を調査し記録する意味が失われ、台帳作成の合理化・効率化がはかられたと考えられる。他方で、この1767年の手引書は、台帳登録の際の新しいカテゴリーとして「近々貢納を行う者（*próximos a tributar*）」に言及し、13歳以上18歳未満の男性を集計するよう指示している。一定年齢の男性のみが貢納者となったことを踏まえ、次世代の貢納者をより正確に把握することが意図されたのであろう。1795年から1796年と、1816年から1817年に作成されたチアパス地方の貢納者台帳において、筆者はこの一連の変化を確認した⁸⁴⁾。

おわりに

人口史研究で用いられてきた貢納者数とは一体何か、貢納者数はどのように調査され、その記録はどのような制度の下で作られたのかを検討してきた。その結果、チアパス地方では1560年頃に貢納者数が貢納の査定基準となり、各村落の貢納者数が調査されるようになったこと、植民地時代を通じて貢納者の定義は一定ではなく、生計基盤、年齢、配偶者の有無、性別などに関する重要な変更が幾度も行われたことが明らかとなった。さらに、各村落の貢納者数の調査では貢納者台帳が作成され、その過程で前回の台帳や教区簿冊が細かく点検されていたことも明らかとなった。また、貢納者の定義の重点が生計基盤から年齢へと推移したために、貢納者台帳の記載内容についても同様の変化がみられたこと、1767年以降は男性についてのみ年齢が記載されたことを指摘した。従来の人口史研究は、貢納者数の記録についてこのような史料批判を行ってこなかったのであるが、本稿の作業によってその重要性が十分に認識されたはずである。

最後に、本稿の議論を踏まえて人口史研究を行う際に、貢納者数の記録のどのような特徴に留意すべきかを指摘する。

まず第一に、貢納者の定義の歴史的変遷に注意を向ける必要がある。特に、16世紀後半から19世紀初頭までの貢納者数のデータを並べた場合、史料の中では同じ「貢納者数」として現れるデータであっても、実質的には

異なる性質のデータの集合になってしまうことに注意しなければならない。

第二に、各村落における貢納者数の調査は、ある行政区について一斉に行われただけではなく、一部地域や個別の村落を対象として不定期に行われていたことも指摘したい。つまり、村落ごとに数十年単位で異なる日付の貢納者台帳をもつことがあり、ある一時点での行政区全体の貢納者数は、異なる日付をもつデータの合計数になってしまう可能性がある。そしてこの可能性は、複数の行政区を扱うなど、地域を広げれば広げるほど高まるのである。したがって、広範な地域の長期にわたる人口の増減を分析する際は、一定の不正確さを伴うものとなる。他方で、分析の単位を村落に設定した上で、複数の村落からなる教区や一部地域の人口を論じるならば、データの日付に関する問題は解決する。そして貢納者の定義の変化に留意しつつ分析を行えば、さまざまな社会現象や自然現象がインディオ人口に与えた影響をより正確に把握することが可能となる。

また、村落共同体に属するすべてのインディオが登録された貢納者台帳は、史料としての価値が非常に高い。もしこの他に、教区司祭が作成した教区民台帳や教区簿冊なども手に入るのであれば、インディオ人口へのアプローチの幅はより一層広がるだろう。例えば筆者は、貢納者台帳と教区民台帳を組み合わせることによって、インディオ人口と非インディオ人口の割合の変化を分析した (Obara-Saeki 2010)。貢納者台帳と教区簿冊の双方を用いて「家族復元法」を実行に移した例もあるが (Klein 1986)、この手法も本稿が行った史料批判に依拠することによって、実証的精度をより高めることができる。

貢納の査定制度と貢納者数を正確に理解することによって、このように緻密かつ豊かな人口史研究の可能性がひらけるのである。

* 本稿の執筆にあたって、青山学院大学の安村直己教授、El Colegio de México の Juan Pedro Viqueira 教授よりご助言とご指導をいただいた。また二名の査

読者には多くの的確なコメントをいただいた。記して謝意を表したい。

＊ ＊本稿の資料調査では下記の文書館を利用した。註で使用する略称とともに記しておく。

AGCA: Archivo General de Centro América, Guatemala, Guatemala.

AGI: Archivo General de Indias, Sevilla, España.

AHC: Archivo Histórico de Chiapas, Centro Universitario de Información y Documentación, Universidad de Ciencias y Artes de Chiapas, Tuxtla Gutiérrez, México.

AHDSC: Archivo Histórico Diocesano de San Cristóbal de Las Casas, San Cristóbal de Las Casas, México.

AHN: Archivo Histórico Nacional, Madrid, España.

註

- 1) 変換係数は貢納者数とインディオ人口の比として定義される。例えば変換係数を3.3と仮定するなら、インディオ人口は貢納者数の3.3倍ということになる。しかし、そもそもインディオ人口が分からず、これを導き出すために変換係数が必要であるのに、変換係数を計算するためにはインディオ人口を仮定する必要がある点で、この手法には根本的な矛盾がある。そのため、ある地域の一部の村落について偶然入手しえた貢納者数とインディオ人口のデータをサンプルとして用い、その地域全体の変換係数を推測するという方法がとられてきた。しかし、サンプルの量と抽出方法が適切か否かという議論がなされない点、仮定した変換係数の精度や誤差を問う議論がなされない点で問題がある。例えば、植民地期メキシコについて最も多くのデータを収集したとされる Cook y Borah (1998: vol. 1, 271-283) は、1570年と1805年の変換係数 (2.8と4.24) を一部地域のデータから推測し仮定した。さらにその間の約230年間については2.8から4.24へ直線的に増加したと仮定し、これには根拠がないので「相当な誤差をひきうける」必要があるとしている。しかし、2.8と4.24の値の有効桁数は議論せず、直線的な増加の仮定にどの程度の誤差が生じるのかも具体的には論じていない。これに対して筆者は、変換係数を論じる前に貢納者数とその史料をまず正確に理解すべきという立場をとる。また、インディオ人口の増減傾向を知るためであれば、変換係数を用いずとも貢納者数の増減を分析すれば事足りると考える。変換係数については、他にも Borah y Cook 1960: 75-103; Cook y Borah 1998: vol. 2, 58-60; Arias de Blois 1994: 316-318 y 320-322を参照。
- 2) そのような基礎を欠いた研究の例として、Gerhard 1991: 124; Carmack

- 1981 : 45, nota 8 ; Lovell 1990 : 109-110 ; 224, nota 27を挙げておく。
- 3) Gibson (1984 : cap. 8) は植民地期全体を通じての貢納を抜こうとする点で、例外である。しかし、このGibsonの研究にしても16世紀に重点が置かれていると言わざるをえない。邦語文献では、貢納者台帳に着目してスペイン帝国の官僚制や文書行政を分析する安村の論考 (2009 ; 2012) が存在する。貢納者台帳については本稿の第Ⅱ章と第Ⅲ章で詳細に論じる。
 - 4) グアテマラ聴訟院領には、地方行政官 (alcalde mayor o corregidor) ないし総督 (gobernador) によって統治される地方行政区が存在した。チアパス地方 (provincia de Chiapas) は1578年から地方行政官 (alcalde mayor) によって統治される行政区となった。18世紀後半、ブルボン朝スペイン王室は統治機構の効率化および画一化を推し進め、フランスのアンタンダン制を範として、より中央集権的な地方行政制度であるインテンデンテ制を導入した。グアテマラ聴訟院領では、1790年に従来の地方行政区が廃止され、チアパス、エル・サルバドル、ホンジュラス、ニカラグアの四つの新たな地方行政区 (intendencia) に統合・再編された。このときチアパスの地方行政区は隣接するソコスコ地方も含むこととなった (Pastor 1988 : 84-88 y 136-137 ; Gerhard 1991 : 120)。
 - 5) *Recopilación...* 1973 : vol. 2, libro 6, título 5, ley 1, f. 208r ; Zavala 1973 : 44-45.
 - 6) スペイン王室は、征服事業を担った個々のスペイン人に対する報酬として、特定のインディオ村落共同体から貢納を受ける権利を与えた。この権利のことをエンコミエンダと呼び、権利を付与された者をエンコメンデーロと呼んだ。
 - 7) 査定制度が存在しなかった時期の貢納については、拙著 (Obara-Saeki 2010 : 79-81) を参照。
 - 8) AGI, Guatemala, 393, libro 1, ff. 155r-158v. [Real provisión]. Madrid, 23 de febrero de 1536.
 - 9) この聴訟院 (Audiencia de Los Confines) は1563年に廃止され、1570年にグアテマラ聴訟院として再建された (Pastor 1988 : 78-79)。
 - 10) 1546年と1549年の査定については、拙著 (Obara-Saeki 2010 : 84-91) を参照。
 - 11) Ximénez 1999 : tomo 1, libro 2, cap. 58, p. 395 ; *Recopilación...* 1973 : vol. 2, libro 6, título 5, ley 27, f. 212v.
 - 12) ヌエバ・エスパーニャ副王領におけるこの改革については、Miranda (1952) を参照。グアテマラ聴訟院におけるこの改革を知る手がかりとして

- は、1557年の聴訴官の書簡 (AGI, Guatemala, 9A, r. 23, n. 93, ff. 1r y 3v-4r)、1559年のスペイン王女の書簡 (AGI, Guatemala, 386, libro 1, ff. 297r-298r) が存在する。
- 13) AHN, Diversos-Colecciones, 24, n. 59. [Carta de los frailes dominicos a Felipe II]. Ciudad Real, 1 de abril de 1562.
- 14) AGI, Guatemala, 168, [Carta de doce dominicos al rey. Guatemala, 1º de diciembre de 1570], ff. 1r-1v; AGI, Guatemala, 169, [Carta de fray Juan de Castro, prior, al rey. Guatemala, 6 de octubre de 1574], f. 1r.
- 15) 1560年代、トゥモロコシ畑などの生計基盤を持つか否かが重要な基準であったことについては、AGI, Guatemala, 168, [Carta de doce dominicos al rey. Guatemala, 1º de diciembre de 1570], ff. 1r-1v を参照。また台帳作成の際に、各貢納者の生計基盤が調査されていたことは Gasco (1990) を参照。
- 16) AGI, Guatemala, 168, [Carta de doce dominicos al rey. Guatemala, 1º de diciembre de 1570], ff. 1r-1v; AGI, Guatemala, 169, [Carta de fray Juan de Castro, prior, al rey. Guatemala, 6 de octubre de 1574], f. 1r; AGI, Patronato, 183, n. 1, r. 11, f. 6r. [Relación de fray Pedro de Feria, obispo de Chiapas]. Sin fecha [ca. 1585]; AGI, México, 3102, "Número 11. Primera pieza con 154 fojas", ff. 40r-47r. [Informe de don Fructus Gómez, deán de la catedral de Chiapas]. Ciudad Real, 1 de octubre de 1611; AGI, Guatemala, 57, "Comisión a don Juan de Vitoria para que cuente el pueblo de Tecpatán [...]", f. 1v. [Instrucciones para la cuenta y padrón]. Guatemala, 3 de mayo de 1581.
- 17) ヌエバ・エスパーニャ副王領の1550年代から1580年代の事例 (Miranda 1952 : 309 y 325-326; Cook y Borah 1998 : vol. 1, 36 y 41) にもとづいた推測である。
- 18) AGI, Guatemala, 57, "Comisión [...]", f. 1v. [Instrucciones para la cuenta y padrón]. Guatemala, 3 de mayo de 1581; AGI, México, 3102, "Número 11 [...]", ff. 40r-47r. [Informe de don Fructus Gómez]. Ciudad Real, 1 de octubre de 1611. これらの文書では、既婚男性・寡夫および寡婦・独身男性のみが貢納者として扱われており、独身女性には言及がない。
- 19) チアパス地方インディオ村落の次の査定書を参照。AGI, Escribanía, 334B, "Pedro Arnáez de Solórzano, como padre legítimo [...]", ff. 126v-135v (Zinacantán, 1616); ff. 135v-140v (San Felipe, 1616); ff. 118r-126v (Ixtapa, 1617); ff. 140v-148r (Bachajón, 1618); AGI, Escribanía, 334B, "Autos del fiscal de su majestad de esta real audiencia contra don Pedro de la Tovilla [...]", ff. 14r-14v (Copanaguastla, 1635); ff. 15r-15v (Tecolula, 1635).

- 20) AGI, Escribanía, 334B, “Pedro Arnáez [...]”, ff. 118r–153v ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 355, exp. 4517, ff. 1r–2r ; exp. 4518, ff. 2r–3r y 4r–6r ; y exp. 4519.
- 21) AGI, Escribanía, 334B, “Autos [...]”, ff. 16v–17r. Tasación del pueblo de Ixtapilla, parcialidad [de] don Pedro de la Tovilla y Pineda. Chamula, 19 de junio de 1635が唯一の例外である。筆者が調査した1620年以降の査定書については、本稿註50を参照。
- 22) *Recopilación...* 1973 : vol. 2, libro 6, título 5, ley 7, ff. 208v–209r.
- 23) 1635年頃から貢納者数の数え方に変化があったことは、チアパ村の1627年と1637年の査定書 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 355, exp. 4524, ff. 3v–5v y 10v–12r)、そしてチアパ村の貢納者数が記録された作成年不明の文書 (AGCA, Guatemala, A3, leg. 825, exp. 15207, f. 4r) の三つの資料の分析から推測される。この時期の貢納者数の計算方法を示す資料は数多く見つかるが、ここでは1678年のもの (AGCA, Guatemala, A3, leg. 1601, exp. 2639 ; y AGCA, Guatemala, A3, leg. 2316, exp. 34167[2]) を挙げておく。
- 24) 例えば、1703年のパレンケ村の貢納者台帳 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exp. 4571, ff. 4r–17r)、1746年のチアパ村の台帳 (AGCA, Guatemala, A3, leg. 2803, exp. 40536 ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 353, exps. 4506 y 4507)、1752年のアカラ村の台帳 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 361, exp. 4672) を参照。
- 25) AGI, Guatemala, 239, “Año de 1758. Testimonio de los autos hechos [...]”, ff. 1r–1v. Real cédula. Buen Retiro, 11 de diciembre de 1756 ; y ff. 9v–11r. Auto. Guatemala, 6 de septiembre de 1757.
- 26) この新しい計算方法は、例えば AGCA, Chiapas, A3, leg. 300, exp. 4058. [Sumario de padrones de algunos pueblos de la alcaldía mayor de Ciudad Real]. Guatemala, 30 de diciembre de 1769. 5 ff. で容易に観察される。
- 27) AGI, Guatemala, 549, “Año de 1766. Testimonio de la real cédula [...]”, ff. 3v–7r. Informe [del contador de cuentas reales y resultas de la Audiencia de Guatemala]. Guatemala, 24 de diciembre de 1761.
- 28) 1816年から1817年にかけて作成された貢納者台帳については、本稿註77を参照。
- 29) AGI, Guatemala, 161, [Carta del obispo fray Andrés de Ubilla al rey. 28 de marzo de 1595], ff. 3r–3v ; y AHDSC, fondo diocesano, San Cristóbal, IV.D. 4, [Informe sobre los tributarios del obispado de Chiapas. Sin fecha, ca. 1807–1812].
- 30) 例えば、AGCA, Chiapas, A3, leg. 296, exp. 3999. Memoria de los naturales empadronados en el pueblo de Chiapa [...]. [ca. 1746] ; leg. 358, exp. 4602, ff.

- 5r-5v. [Petición del pueblo de Chiapa]. 1711 ; leg. 361, exp. 4672, ff. 1r-1v. [Petición del pueblo de Acala. ca. 1752].
- 31) 例えば, AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio del 1º cuaderno de autos hechos en el juicio de la residencia que dan Martín González de Vergara [...]”, ff. 64r-69r. Testimonio de dos reales provisiones. Guatemala, 14 de abril de 1700.
- 32) チアパス地方で査定更新を行った聴訴官の例として, Cristóbal de Ascoeta (1572-1573)、Luis de las Infantes y Mendoza (1635-1636)、José de Scals (1689-1690) を挙げておく。AGCA, Chiapas, A3, leg. 353, exp. 4512, ff. 6 r-7r y 8r-9r ; AGI, Escribanía, 334B, “Autos [...]”, ff. 14r-14v y 15r-15v ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exps. 4550 y 4555を参照。
- 33) *Recopilación...* 1973 : vol. 2, libro 6, título 5, ley 35, f. 213v ; AGI, Guatemala, 102, n. 35, ff. 1r-6v. [Título de la encomienda de los pueblos de Escuintenango y Aquespala]. 1651 ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exp. 4546. [Petición de Juan Macal de Meneses]. Ciudad Real, 7 de julio de 1676.
- 34) AHN, Diversos-Colecciones, 24, n. 59.
- 35) AGI, Escribanía, 334B, “Pedro Arnáez [...]”, ff. 118r-153v ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 355, exp. 4523, ff. 4r-5v.
- 36) AGCA, Chiapas, A3, leg. 1, exp. 1, ff. 4r-14v ; Viqueira 1997 : 170.
- 37) AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]” ; Viqueira 1997 : 170.
- 38) AGI, Guatemala, 566, “Cuaderno 2º. Testimonio del expediente sobre rebaja de tributarios [...]”, ff. 41v-66r ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 300, exp. 4058 ; leg. 302, exp. 4064, ff. 90r-114r.
- 39) AGCA, Chiapas, A3, leg. 302, exp. 4065.
- 40) AGCA, Guatemala, A3, leg. 439, exp. 8984.
- 41) 1816年と1817年に作成された貢納者台帳71点(本稿註77)を参照。
- 42) AGCA, Guatemala, A3, leg. 1601, exp. 2639, ff. 214r-280r. [Libro de cuenta y razón del tributo de los pueblos del reino de Guatemala. 1678] ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 299, exp. 4043. Ciudad Real. Guatemala. 1755. [Relación de rateos del escribano de Ciudad Real, Francisco Javier de Ancheta].
- 43) AGCA, Chiapas, A3, leg. 299, exp. 4043. Ciudad Real. Guatemala. 1755. [Relación de rateos de Francisco Javier de Ancheta, escribano]. 140ff.
- 44) 本稿註4を参照。
- 45) 貢納者台帳については、次節と第三章で詳細に論じる。
- 46) *Recopilación...* 1973 : vol. 2, libro 6, título 5, leyes 53 y 54, f. 216r.

- 47) AGI, Guatemala, 57, “Comisión [...]”, f. 2r. [Instrucciones para la cuenta y padrón]. Guatemala, 3 de mayo de 1581 ; AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, f. 67v. Testimonio de dos reales provisiones. Guatemala, 14 de abril de 1700 ; AGI, Guatemala, 560, “Instrucción a que se han de arreglar los gobernadores, alcaldes mayores, corregidores [...]”, f. 5v, artículo 22. [Instrucciones para la cuenta y padrón]. Guatemala, 13 de julio de 1767.
- 48) 現時点では、台帳点検後に作成された報告書については、1757年のもの (AGCA, Chiapas, A3, leg. 361, exp. 4682)、1769年のもの (AGCA, Chiapas, A3, leg. 300, exp. 4058)、そして1790年以降のものになってしまうが1794年のもの (AGCA, Chiapas, A3, leg. 303, exp. 4092, ff. 1r-10v) が見つかったのみである。報告書の作成者は、1757年のものは不明、1769年のものは台帳係、1794年のものは会計官 (contador) だった。訴追官による台帳の承認については、AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, f. 67v. Testimonio de dos reales provisiones. Guatemala, 14 de abril de 1700 ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 303, exp. 4092, ff. 12r-13r. [Carta de Tomás Wading, contador]. Guatemala, 30 de septiembre de 1794を参照。査定書を書記が作成していたことについては、AGCA, Chiapas, A3, leg. 356, exp. 4531, f. 1r. [Petición de don Diego de Escobar, escribano de cámara, presentada en la Audiencia de Guatemala el 17 de julio de 1654] を参照。
- 49) AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, f. 67v ; AGI, Guatemala, 560, “Instrucción [...]”, f. 2r, artículo 3.
- 50) チアパス地方のインディオ村落について、16世紀中葉から17世紀中葉にかけて作成された査定書で筆者が調査したものとしては、次のものが挙げられる。1541年のものが2点 (AGI, Patronato, 75, n. 3, r. 1(4), ff. 59r-62v)、1561-1562年のものが3点 (AGI, Justicia, 292, “Guatemala. Año de 1572. El fiscal de su majestad con Antonio Díaz [...]”, ff. 24r-26v)、1572-1573年のものが4点 (AGCA, Chiapas, A3. 16, leg. 353, exp. 4512, ff. 6r-9r ; y AGI, Guatemala, 56, “Relación de las derramas”, ff. 170r-172r)、1616-1618年のものが9点 (AGI, Escribanía, 334B, “Pedro Arnáez [...]”, ff. 118r-153v ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 355, exp. 4517, ff. 1r-2r ; exp. 4518, ff. 2r-6r ; y exp. 4519)、1626-1627年のものが3点 (AGI, Escribanía, 334B, “Pedro Arnáez [...]”, ff. 153v-156v ; y AGCA, Chiapas, A3, leg. 355, exp. 4524, ff. 3v-5v)、1635-1637年のものが8点 (AGI, Escribanía, 334B, “Autos [...]”, ff. 14r-17r ; AGCA, Chiapas, A3, leg. 355, exp. 4523, ff. 2r-5v ; y exp. 4524, ff. 10v-12r)、1663年のものが1点 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exp. 4547, f. 31r) である。筆者はこれらの査定

- 書その他に、チアパス地方とソコヌスコ地方のインディオ村落について1681年から1742年の間に作成された査定書も98点を調査した (AGCA, Chiapas, A3, leg. 298, exps. 4019 y 4022 ; leg. 299, exp. 4043 ; leg. 355, exp. 4520 ; leg. 357-359)。
- 51) 1616年から1663年までに作成された査定書 (本稿註50) を参照。
- 52) AGCA, Chiapas, A3, leg. 303, exp. 4092, ff. 18r-19r. [Carta de José Farrera a la Audiencia de Guatemala]. Tonalá, 29 de diciembre de 1794. 1816年から1817年に作成された台帳については、本稿註77を参照。
- 53) AGCA, Chiapas, A3, leg. 303, exp. 4092, ff. 12r-13r. [Carta de Tomás Wading, contador]. Guatemala, 30 de septiembre de 1794.
- 54) AGCA, Chiapas, A3, leg. 303, exp. 4092 ; y AGCA, Guatemala, A3, leg. 439, exp. 8984, ff. 25-81.
- 55) 配分書は *razón del tributo* と呼ばれた。チアパス地方のインディオ村落の配分書集の例として、AGCA, Chiapas, A3, leg. 299, exp. 4043. Ciudad Real. Guatemala. 1755. [Relación de rateos de Francisco Javier de Ancheta, escribano]. 140ff. を挙げておく。
- 56) グアテマラ聴訴院は、貢納者台帳の更新を命じる文書の中に、どのような手続きで新たな台帳を作成すべきかという手引きを記載させていた。AGI, Guatemala, 57, “Comisión a don Juan de Vitoria para que cuente el pueblo de Tecpatán [...]”. Guatemala, 3 de mayo de 1581. 2 ff. ; AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, ff. 64r-69r. Testimonio de dos reales provisiones. Guatemala, 14 de abril de 1700がその例である。1767年には、台帳作成の手引書が独立した文書として作成された。AGI, Guatemala, 560, “Instrucción a que se han de arreglar los gobernadores, alcaldes mayores, corregidores [...]”. Guatemala, 13 de julio de 1767. 6 ff. を参照。
- 57) AGI, Guatemala, 57, “Comisión [...]”, f. 1v.
- 58) AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, ff. 66v-67r ; AGI, Guatemala, 560, “Instrucción [...]”, f. 1v, artículo 1.
- 59) AGI, Guatemala, 57, “Comisión [...]”, ff. 1 v-2r ; AGI, Guatemala, 560, “Instrucción [...]”, ff. 2 r-2v, artículos 5 y 7.
- 60) 台帳作成を目的として宣誓をさせられる村人たちは、*juramentados* と呼ばれた。例えば、1663年 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exp. 4547, f. 33r)、1752年 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 361, exp. 4672, f. 2v)、1759年 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 300, exp. 4045, f. 1r) の台帳を参照。
- 61) AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, f. 67v ; AGI, Guatemala, 560, “Ins-

- trucción [...]”, f. 2r, artículos 3.
- 62) AGI, Guatemala, 57, “Comisión [...]”, f. 1v. 1700年の手引き (AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, ff. 66v-67r)、1767年の手引書 (AGI, Guatemala, 560, “Instrucción [...]”, ff. 2r-2v, artículos 3 y 6) にも、前回の台帳の参照を義務付ける指示がある。
- 63) AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exp. 4547, ff. 33v-34r. [Padrón de tributarios de la parcialidad de doña Magdalena de Mazariegos en el pueblo de Palenque]. Palenque, 10 de marzo de 1663.
- 64) AGCA, Chiapas, A3, leg. 300, exp. 4045, f. 3r.
- 65) ヌエバ・エスパーニャ副王領では、16世紀末から17世紀初頭にかけて、貢納者台帳作成の際に教区簿冊の参照が義務づけられたと推測される (Miranda 1952 : 326-329)。チアパス地方については、1581年の手引きでは言及のない教区簿冊の参照義務が、1700年の手引きと1767年の手引書では明示されている (AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, f. 67v; AGI, Guatemala, 560, “Instrucción [...]”, ff. 2r-2v, artículos 5 y 6)。また、1663年に作成されたパレンケ村一地区の台帳 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exp. 4547, ff. 33v-34r. [Padrón de tributarios de la parcialidad de doña Magdalena de Mazariegos en el pueblo de Palenque]. Palenque, 10 de marzo de 1663) が、筆者が発見しえた最古の資料である。1759年のチアパ村の台帳については第三章の1節を参照。
- 66) AGI, Escribanía, 369B, “Testimonio [...]”, ff. 67r-67v.
- 67) AGCA, Chiapas, A3, leg. 358, exp. 4599, ff. 2r-7r y 10r-13v.
- 68) イクスタコミタン村で次に台帳の作成が行われたのは、1747年であった (AGCA, Chiapas, A3, leg. 299, exp. 4043, ff. 65r-66v)。
- 69) AHDSC, fondo parroquial, caja 1, libro 2, ff. 30r-98v. Libro de bautizos de Acala (1789-1802)。また、Obara-Saeki (2010 : 48) の表1を参照。余白に「貢納者」と書き込まれた者の中には、貢納の義務が発生する年齢に達しない者もあった。その意味で、これらの「貢納者」は必ずしも実際に貢納を納める者ではなく、査定更新の際の貢納者数の計算に含まれない者もいた。しかし、将来は貢納を納める者として貢納者の法的身分を有すると考えられたのである。1803年から1816年までのアカラ教区の洗礼の記録は残念ながら現存しない。
- 70) AGCA, Chiapas, A3, leg. 308, exp. 4175.
- 71) 次章でみるように、貢納者台帳には一定年齢に達した貢納者だけでなく、乳児から高齢者にいたるまで、共同体に属するすべてのインディオが原

則として登録された。台帳作成にあたる官僚は、あらゆる年齢の子供を把握しておく必要があった。

- 72) AGCA, Chiapas, A3, leg. 300, exp. 4045.
- 73) この台帳では、母親の生死を問わず、父親が亡くなった子供を「孤児」としている。
- 74) 本稿註73を参照。
- 75) グアテマラ聴訴院領では、貢納者の身分をもつ男女が村落共同体の余所者と結婚した際に、母親の身分が子供に受け継がれると考えられた。これについては拙著 (Obara-Saeki 2010 : cap. 1 y cap. 2) で詳細に論じてある。
- 76) この計算には、②と⑤のカテゴリーで言及されているチアパ村に居住する余所者やインディオ貴族層のカシーケ、他の村落などに居住するチアパ村のインディオ、そして逃亡したインディオの数は含めていない。
- 77) 筆者が中央アメリカ総合文書館 (AGCA, Chiapas, A3) で閲覧した台帳は、1700年代のものが4点 (leg. 357, exp. 4571 ; leg. 358, exp. 4599, ff. 2r-7r y 10r-13v ; y exp. 4611)、1710年代のものが2点 (leg. 358, exps. 4604 y 4613)、1720年代のものが7点 (leg. 358, exps. 4625-4629, 4631 y 4632)、1730年代のものが9点 (leg. 359, exps. 4640, 4645-4650, 4653 y 4655)、1740年代のものが9点 (leg. 298, exp. 4022 ; leg. 359, exp. 4644 ; leg. 360, exps. 4656, 4658, 4661-4663, 4665 ; leg. 361, exp. 4678)、1750年代のものが11点 (leg. 300, exp. 4045 ; leg. 361, exps. 4668-4672, 4676, 4677 y 4679-4681)、1764年のものが1点 (leg. 361, exp. 4686)、1795年と1796年に作成されたものが4点 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 305, exp. 4112[2], ff. 49r-63v ; exp. 4112[3], ff. 59r-79r ; exp. 4112[4]-[7])、1816年と1817年に作成されたものが71点 (AGCA, Chiapas, A3, leg. 307, exps. 4147 y 4150-4167 ; leg. 308, exps. 4168 y 4172-4177 ; leg. 309, exps. 4178-4194 ; leg. 310, exps. 4195-4200 ; leg. 311, exps. 4201-4208) である。この他に、筆者は1768年に作成されたチアパ村の台帳を閲覧した (AHC, fondo reservado)。
- 78) AGCA, Chiapas, A3, leg. 357, exp. 4547, ff. 33v-34r.
- 79) 本稿註77を参照。
- 80) 本稿註77を参照。
- 81) *Recopilación...* 1973 : vol. 2, libro 6, título 5, ley 23, f. 212r.
- 82) AGI, Guatemala, 560, "Instrucción [...]".
- 83) 冒頭には前回の台帳作成時からの洗礼・婚礼・埋葬の件数を記すこと、末尾にはそれぞれのカテゴリーの登録件数の集計結果を記すことが義務づけられた。他方で、登録をカテゴリーごとに整理するのではなく、一件ごとの登

録の左右の余白に、各カテゴリーの人数を書き込み、最後の集計を容易にするための指示がなされている。

84) 本稿註77を参照。

参考文献

- 安村直己. 2009. 「十八世紀スペイン帝国における地方官僚—近代的統治の技法とスプデレガード」(平田雅博・小名康之編『世界史のなかの帝国と官僚』青山学院大学総合研究所叢書、山川出版社)、71-101ページ。
- . 2012. 「スペイン帝国と文書行政—植民地期メキシコにおける文書行政ネットワークとその外部—」(小名康之編『近世・近代における文書行政—その比較史的考察—』有志舎)、70-107ページ。
- 横山和加子. 2005. 「インディアス法にみるスペイン系植民都市の建設」(『JCAS 連携研究成果報告』8巻、3月)、109-127ページ。
- Arias de Blois, Jorge. 1994. "Evolución demográfica hasta 1700", Jorge Luján Muñoz y Ernesto Chinchilla Aguilar (eds.), *Historia general de Guatemala*, vol. 2 (Guatemala: Asociación de Amigos del País/Fundación para la Cultura y el Desarrollo), pp. 313-326.
- Borah, Woodrow y Sherburne F. Cook. 1960. *The population of central Mexico in 1548: an analysis of the Suma de visitas de pueblos* (Berkeley: University of California Press).
- Calvo, Thomas. 1973. *Acatzingo: Demografía de una parroquia mexicana* (México: Instituto Nacional de Antropología e Historia).
- Carmack, Robert M. 1981. "Patrones sociales y demográficos en un censo del siglo XVIII en Momostenango. Guatemala", *Mesoamérica*, año 1, núm. 2, pp. 42-63.
- Cook, Sherburne F. y Woodrow Borah. 1998 [1971 y 1974]. *Ensayos sobre historia de la población: México y el Caribe*, vol. 1 y 2 (México: Siglo XXI).
- Feria, Pedro de. 1980 [1877]. "Carta de fray Pedro de Feria, obispo de Chiapas, al rey don Felipe II, remitiéndole un memorial de lo que en aquella provincia pasaba. Chiapa, 26 de enero de 1579", *Cartas de Indias* (México: Secretaría de Hacienda y Crédito Público/Miguel Ángel Porrúa), pp. 451-459.
- Gasco, Janine. 1990. "Archivo General de Indias, Escribanía de Cámara, legajo 331 -A, ff. 1537-1558v", *Mesoamérica*, año 11, cuaderno 20, pp. 275-297.
- Gerhard, Peter. 1991 [1979]. *La frontera sureste de la Nueva España* (México: Universidad Nacional Autónoma de México).

- Gibson, Charles. 1984 [1964]. *Los aztecas bajo el dominio español (1519-1810)* (México: Siglo XXI).
- Klein, Herbert S. 1986. "Familia y fertilidad en Amatenango, Chiapas, 1785-1816", *Historia Mexicana*, 36(2), pp. 273-286.
- Lenkersdorf, Gudrun. 1993. *Génesis histórica de Chiapas, 1522-1532: El conflicto entre Portocarrero y Mazariegos* (México: Universidad Nacional Autónoma de México).
- Lovell, W. George. 1990. *Conquista y cambio cultural: La sierra de los Cuchumatanes de Guatemala 1500-1821* (Antigua Guatemala: Centro de Investigaciones Regionales de Mesoamérica).
- Lovell, W. George y Christopher H. Lutz. 2000. *Demografía e imperio: Guía para la historia de la población de la América Central española, 1500-1821* (Guatemala: Universidad de San Carlos).
- Lutz, Christopher H. 1982. *Historia sociodemográfica de Santiago de Guatemala, 1541-1773* (Guatemala: Centro de Investigaciones Regionales de Mesoamérica).
- . 1994. "Evolución demográfica de la población no indígena", Jorge Luján Muñoz y Ernesto Chinchilla Aguilar (eds.), *Historia general de Guatemala*, vol. 2 (Guatemala: Asociación de Amigos del País/Fundación para la Cultura y el Desarrollo), pp. 249-258.
- Miranda, José. 1952. *El tributo indígena en la Nueva España durante el siglo XVI* (México: El Colegio de México).
- Morin, Claude. 1972. "Los libros parroquiales como fuente para la historia demográfica y social novohispana", *Historia Mexicana*, 21(3), pp. 389-418.
- . 1973. *Santa Inés Zacatelco (1646-1812): Contribución a la demografía histórica del México colonial* (México: Instituto Nacional de Antropología e Historia).
- Obara-Saeki, Tadashi. 2010. *Ladinización sin mestizaje: Historia demográfica del Área Chiapaneca, 1748-1813* (Tuxtla Gutiérrez: Consejo Estatal para las Culturas y las Artes de Chiapas/H. Ayuntamiento Constitucional de Chiapa de Corzo).
- Pastor, Rodolfo. 1988. *Historia de Centroamérica* (México: El Colegio de México).
- Rabell, Cecilia. 1990. *La población novohispana a la luz de los registros parroquiales: Avances y perspectivas de investigación* (México: Universidad Nacional

- Autónoma de México).
- Recopilación.... 1973 [1681]. *Recopilación de leyes de los reynos de las Indias : Mandadas imprimir y publicar por la magestad católica del rey, don Carlos II, nuestro señor*, vol. 2, facsímil de la edición en Madrid por Ivlian de Paredes de 1681 (Madrid : Ediciones Cultura Hispánica).
- Robichaux, David. 2001. "Uso del método de la reconstitución de familias en las poblaciones indígenas", *Papeles de Población*, 28, pp. 99-129.
- Sánchez-Albornoz, Nicolás. 1994 [1973]. *La población de América latina : Desde los tiempos precolombinos al año 2025* (Madrid : Alianza Editorial).
- Viqueira, Juan Pedro. 1997. *Indios rebeldes e idólatras. Dos ensayos históricos sobre la rebelión india de Cancuc, Chiapas, acaecida en el año de 1712* (México : Centro de Investigaciones y Estudios Superiores en Antropología Social).
- Ximénez, Francisco. 1999. *Historia de la provincia de San Vicente de Chiapa y Guatemala de la orden de predicadores*, 5 vols. (Tuxtla Gutiérrez : Consejo Estatal para la Cultura y las Artes de Chiapas).
- Zavala, Silvio A. 1973 [1935]. *La encomienda indiana* (México : Editorial Porrúa).